

資料1

平成30年度 工事調達における総合評価落札方式の 運用ガイドラインの改訂方針について

平成30年7月18日
企画部技術管理課

工事総合評価落札方式の運用ガイドラインの平成30年度改訂は、競争性の担保、建設業界からのご意見・ご要望及び受発注者の業務負担軽減の観点から次の項目を改定する。

1. 事務の改善及び効率化

【改訂】 段階的選抜方式の適用変更（選抜者数増、若手技術者登用）

2. 公共工事等の品質確保の促進

(1) 【改定】 段階的選抜方式の適用変更（選抜者数増、若手技術者登用） （再掲）

(2) 【改定】 WTO政府調達協定適用基準額の改正

(3) 【改定】 配置予定技術者施工実績の評価見直し（若手技術者登用）

(4) 【新規】 配置予定技術者の資格追加

(5) 【改訂】 除雪契約実績の加点

(6) 【拡大】 i-Construction（ICTの推進）

3. 試行工事（継続）の取り組み

(1) 【変更】 週休2日工事

(1)【改定】 段階的選抜方式の適用変更(選抜者数増、若手技術者登用)

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階的選抜の一次審査で工事実績、成績を評価し、上位10者に対し二次審査の技術提案を求めている。 ・ 工事品質を確保する上で十分な実績を有している企業が選抜されない恐れがある。 ・ 技術者の同種工事の実績を最大3件まで加算しており、若手技術者にとって不利な評価項目となっている。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜者数を参加者数に応じて増やす。 ・ 同種工事の実績を1件で評価、配点を見直す。 ・ 対象工事を一般土木工事A等級、建築工事A等級(WTO)とする。 <p style="text-align: right; color: red;">※H30.4.1より公告する工事より適用</p>

【一次選抜者数改訂】
一次選抜者数を以下のとおり改訂する

- ・ 最低10者選抜は固定
- ・ 参加者数に応じて、**1次選抜者数を増やす**
→ **10者を越えた者の半数(切り上げ)**

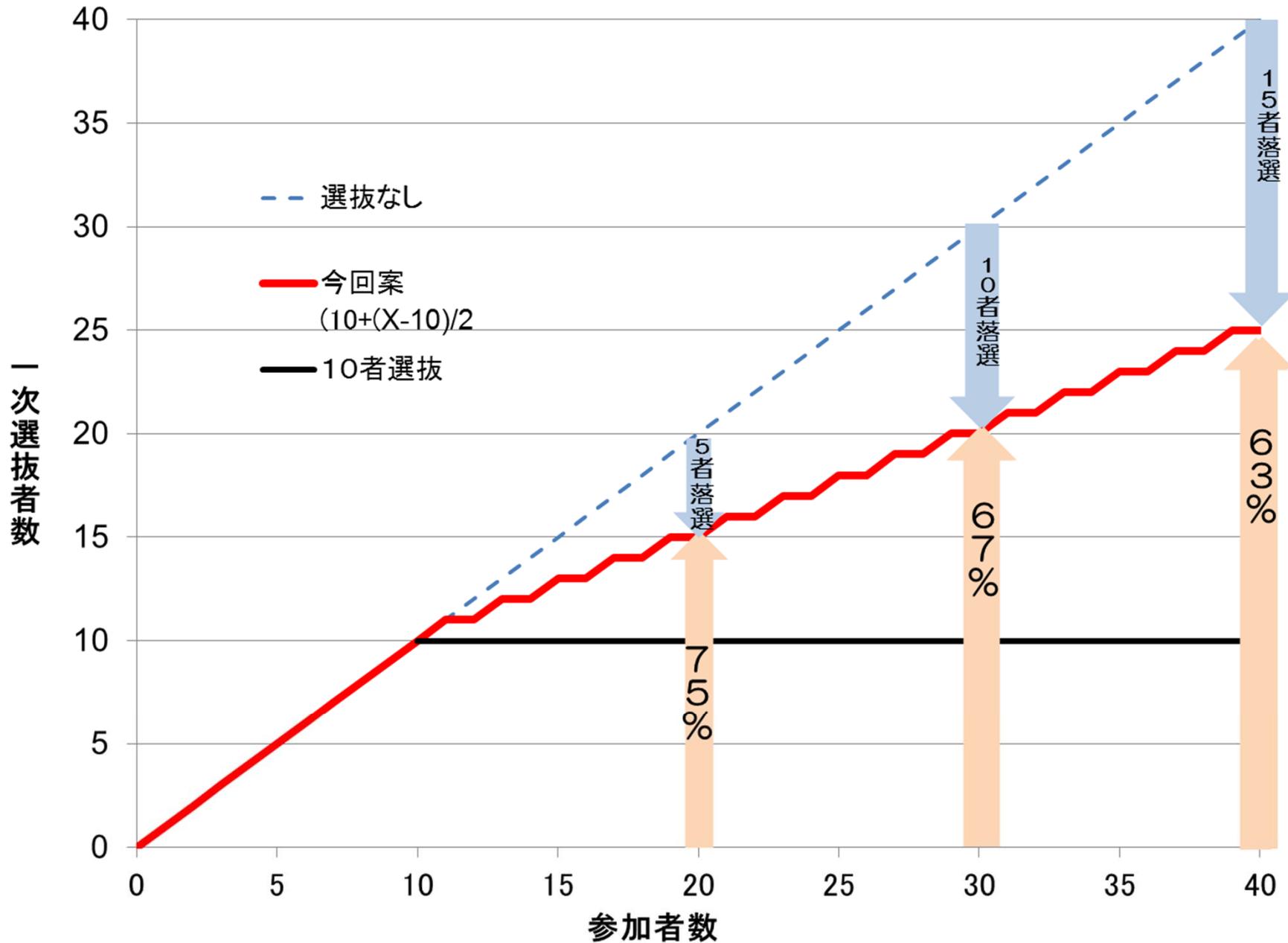
(例) 30者参加の場合
10者(固定) + (30 - 10) × 0.5 = 20者業者

【一次審査 配点改訂】
若手技術者でも評価が不利にならないように、技術者の能力を以下のとおり改訂する

- ・ 同種工事の実績を**3件から1件に変更**
- ・ 現場代理人としての施工実績加点を**監理技術者と同等の評価**に改訂
- ・ **継続教育(CPD)を新たに設定**

【平成30年度 対象工事】
一般土木工事A等級、建築工事A等級(WTO)

参加者数と一次選抜者数



(1)【改定】 段階的選抜方式の適用変更(選抜者数増、若手技術者登用)

一次選抜配点(改訂前)

段階的選抜		評価項目	評価基準	配点				
企業の能力	過去15年間の同種工事実績	同種性	より同種性が高い工事の実績あり	8点	8点			
			やや同種性が高い工事の実績あり	5点				
			同種性が認められる工事の実績あり	0点				
		発注者評価	81点以上	6点	6点	14点		
			80点以上81点未満	5点				
			79点以上80点未満	4点				
			77点以上79点未満	3点				
			76点以上77点未満	2点				
			75点以上76点未満	1点				
			65点以上75点未満実績無し(見なし65点)	0点				
技術者の能力	過去15年間の同種工事実績 (最大3件)	同種性・立場 (1件あたり)	より同種性が高い工事の実績あり	2点	9点 (3点×3件)	15点		
			やや同種性が高い工事の実績あり	1点				
			同種性が認められる工事の実績あり	0点				
			上記実績の役職に応じて加算	0点				
		発注者評価 (1件あたり)	監理(主任)技術者での実績	1点	6点 (2点×3件)	15点		
			現場代理人での実績	0.5点				
			その他(担当技術者)	0点				
		その他	WLB推進企業 次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)、 ・若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	発注者評価 (1件あたり)	79点以上	2点	6点 (2点×3件)	15点
					75点以上79点未満	1点		
					75点未満	0点		
指名停止等	事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)			-3点				
				-3点				



一次選抜配点(改訂後)

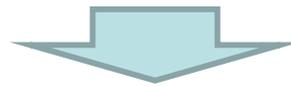
段階的選抜		評価項目	評価基準	配点		
企業の能力	過去15年間の同種工事実績	同種性	より同種性が高い工事の実績あり	8点	8点	
			やや同種性が高い工事の実績あり	5点		
			同種性が認められる工事の実績あり	0点		
		工事成績	81点以上	6点	6点	14点
			80点以上81点未満	5点		
			79点以上80点未満	4点		
			77点以上79点未満	3点		
			76点以上77点未満	2点		
			75点以上76点未満	1点		
			65点以上75点未満実績無し(見なし65点)	0点		
技術者の能力	過去15年間の同種工事実績 (1件)	同種性・立場	より同種性が高い工事の実績あり	6点	6点	15点
			やや同種性が高い工事の実績あり	3点		
			同種性が認められる工事の実績あり	0点		
			上記実績の役職に応じて加算	0点		
		工事成績	監理(主任)技術者、現場代理人での実績	2点	6点	15点
			その他(担当技術者)	0点		
			81点以上	6点		
		CPD	80点	5点	6点	15点
			79点	4点		
			77、78点	3点		
76点	2点					
75点	1点					
65点以上75点未満、実績無し	0点					
年間推奨単位以上を取得	1点		1点			
年間推奨単位未満	0点					
その他	WLB推進企業 次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)、 ・若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			1点		
				1点		
指名停止等	事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)			-3点		
				-3点		

(2)【改定】WTO政府調達協定適用基準額の改正

改正 内容	<ul style="list-style-type: none"> WTO政府調達協定適用基準額が改正。 建設工事における対象案件が、6億8千万円以上の工事に適用。
対応	<ul style="list-style-type: none"> 中部地整で発注する工事においても適用。 <p style="text-align: right; color: red;">※H30.4.1公告する工事より適用</p>

【改正内容】

<ul style="list-style-type: none"> WTO政府調達協定適用基準額が改正 (平成30年1月22日財務省告示第20号) 	
<ul style="list-style-type: none"> 建設工事における適用 	: 発注金額 7億4千万円 ↓ <u>発注金額 6億8千万円</u> に変更



【対応方針】

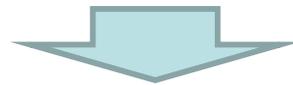
<ul style="list-style-type: none"> 中部地整で発注する工事においても適用
--

(3)【改定】 配置予定技術者施工実績の評価見直し(若手技術者登用)

課題	<ul style="list-style-type: none"> 施工能力評価型Ⅰ、Ⅱ型では若手技術者でも監理技術者として登用しやすいよう、技術者の施工実績において、現場代理人と監理技術者としての実績を同等評価しているが、技術提案評価型S型(拡大)では評価差を設定していることから、若手を監理技術者として申請しにくい。
対応	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案評価型S型(拡大)において、現場代理人としての施工実績の加点評価を監理技術者と同等の評価へと改訂。 ※H30.8.1公告する工事より適用

【現状と課題】

<ul style="list-style-type: none"> 施工能力評価型Ⅰ、Ⅱ型 技術提案評価型S型(WTO) 	→	現場代理人と監理技術者を同等評価
<ul style="list-style-type: none"> 技術提案評価型S型(拡大) 	→	現場代理人と監理技術者との実績に評価差を設定している。



【方針】

<ul style="list-style-type: none"> 技術提案評価型S型(拡大) 	現場代理人としての実績加点評価を現状の1.0点から 監理技術者と同様の2.0点の加点に改訂
---	--

【加算点】

同種・類似工事の実績の役職に応じて加算	<ul style="list-style-type: none"> 監理(主任)技術者での実績は+2点 現場代理人での実績は+2 +点 その他(担当技術者)は+0点
---------------------	---

(4)【新規】 配置予定技術者の資格追加

課題	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信工事においては工事数が多いものの、施工管理技士等の資格がない。 相応の技術力があると認める民間資格があるものの、配置予定技術者の資格として認められていない。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <u>建設業法で、以下に示す配置予定技術者の資格が追加された。</u> <u>中部地整で発注する工事においても配置予定技術者の競争参加資格要件として認める。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○電気通信工事施工管理技士(新設) ○登録基幹技能者 <p style="text-align: right;">※H30.4.1より公告する工事に適用</p>

○電気通信工事施工管理技士の新設

○電気通信工事 : 施工管理技士等の国家資格がない → 「**電気通信工事施工管理技士**」資格を新たに設立
 ※電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術を有している者

- ・1級合格者 電気通信工事 : 主任技術者・監理技術者として認める
- ・2級合格者 電気通信工事 : 主任技術者として認める

○登録基幹技能者の認定

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの※については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理 技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) ----- 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任 技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格(4資格) ↓ 認定・登録の推進

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること(学歴に応じた短縮規定あり)とされているが、**登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している**

(5)【改定】除雪契約実績の加点

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力評価型Ⅰ、Ⅱ型(地域型)において、除雪の契約実績があれば加点しているが、単独工事で発注した工事のみを対象としていた。 ・ 近年、県発注形態の変更により、道路除雪作業以外が含まれた包括的な維持修繕工事を発注。 ・ 当該工事を受注した場合、除雪作業の契約実績として認められない。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な維持工事でも、契約図書や発注者との協定書により除雪の契約実績を確認することができるなら、加点とする。 ※H30.8.1公告する工事より適用

【現状と課題】

- ・ 施工能力評価型Ⅰ、Ⅱ型(地域型)
- ・ 企業の能力等 の 地域精通度・貢献度 として評価
- ・ 除雪の契約実績は、単独工事で発注した工事のみを対象
- ・ 近年、県発注形態の変更 道路除雪作業以外が含まれた包括的な維持修繕工事を発注
- ・ 当該工事を受注した場合、除雪作業の契約実績として認められない。



【方針】

- ・ 包括的な維持工事でも除雪の実績として認める
- ・ ただし、道路除雪(雪氷)作業または直轄河川・道路維持工事(作業)の契約実績で、最大2点とする。

【加算点】

		2点	0点
道路除雪(雪氷)作業または直轄河川・道路維持工事(作業)の実績 (最大2点)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月1日以降に、中部地方整備局管内において、国又は地方自治体が積雪期をおとして発注する24時間体制の道路除雪(雪氷)作業の実績(下請けも含む)がある場合に評価 ・対象実績は発注が道路除雪作業のみの場合 ・平成24年4月1日以降に、中部地方整備局管内の事務所(管理所)が発注する24時間体制の直轄河川・道路の応急維持工事(作業)等の実績がある場合に評価 	実績有り	実績無し

	国(除雪)		地方自治体	
	除雪	維持	除雪	維持
改訂前	○(包括×)	○	○(包括×)	×
改訂後	○(包括○)	○	○(包括○)	×

課題	・ i-Construction における「ICTの全面的な活用」の取り組みの深化を図るべく、一層の普及推進を図ることが必要。
対応	・ 発注方針の拡大 ・ ICT浚渫工(河川)の新設 ※H30.8.1より公告する工事に適用

【平成30年度 i-Construction発注方針】

○ICT土工の適用範囲変更

- ・ 施工者希望 I 型では、対象土量の下限值を2500m³から1000m³へ変更

○ICT舗装工

- ・ **コンクリート舗装工の追加**

○ICT浚渫工(河川)の新設

(6)【拡大】 i-Construction(ICTの推進) ITC土工の適用範囲変更

H29

指定(ICT活用を義務)

指定(ICT活用を義務)

総合評価(ICT活用を評価)

希望確認(ICT活用を協議)

発注者指定 I 型

A & Bランク
3億円以上

・出口評価

発注者指定 II 型

Cランク
切土、盛土いずれかが
10,000m³以上

・入口(実績)評価(2点)
・出口評価

施工者希望 I 型

Cランク
切土、盛土いずれかが
10,000~2,500m³

・入口(実施の有無)評価(2点)
・出口評価

施工者希望 II 型

Cランク
~500m³

・入口評価無し
・出口評価
※「一般土木」に限らず、全ての
工事種別の土工に適用

H30

(発注者指定 I 型)

一般土木A & Bランク
3億円以上

工事に含まれる切土・盛土をICT土
工の対象とする

(発注者指定 II 型)

一般土木Cランク
切土、盛土いずれかが
10,000m³以上

10,000m³以上の切土、盛土を
ICT土工の対象とする

(施工者希望 I 型)

一般土木Cランク
切土、盛土いずれかが
10,000~1,000m³

10,000~1,000m³の切土、盛土をICT土
工の対象とする

(施工者希望 II 型)

Cランク
1,000~500m³

「一般土木」に限らず、全ての
工事種別の土工に適用する。

●ICT土工の対象から除外する土工条件

- ・共通: 出来形を指定しない()カッコ書き)もの
- ・切土: 岩掘削
- ・盛土: 巻き出し厚を管理しないもの

●ICT土工の法面整形について

ICT土工の対象とする切土・盛土に付随する
法面整形をICT土工の対象とする。

(6)【拡大】 i-Construction(ICTの推進) ITC Co舗装工(追加)

H29(As) → H30(As+Co) **コンクリート舗装工の追加**

分任官工事

(発注者指定型)

※指定(ICT活用を義務)

3億円以上
10,000m²以上の
路盤工

(施工者希望 I 型)

※総合評価(ICT活用を評価)

3億円未満
10,000m²以上の
路盤工

(施工者希望 II 型)

※希望確認(ICT活用を協議)

規模なし

- ・入口(実施の有無)評価(2点)
- ・出口評価

- ・入口評価無し
- ・出口評価



(6)【拡大】 i-Construction(ICTの推進) ICT浚渫工(河川)(新規)

H30



(発注者指定型)

※指定(ICT活用を義務)

3億円以上

・出口評価

(施工者希望 I 型)

※総合評価(ICT活用を評価)

3億円未満
浚渫数量
20,000m3以上

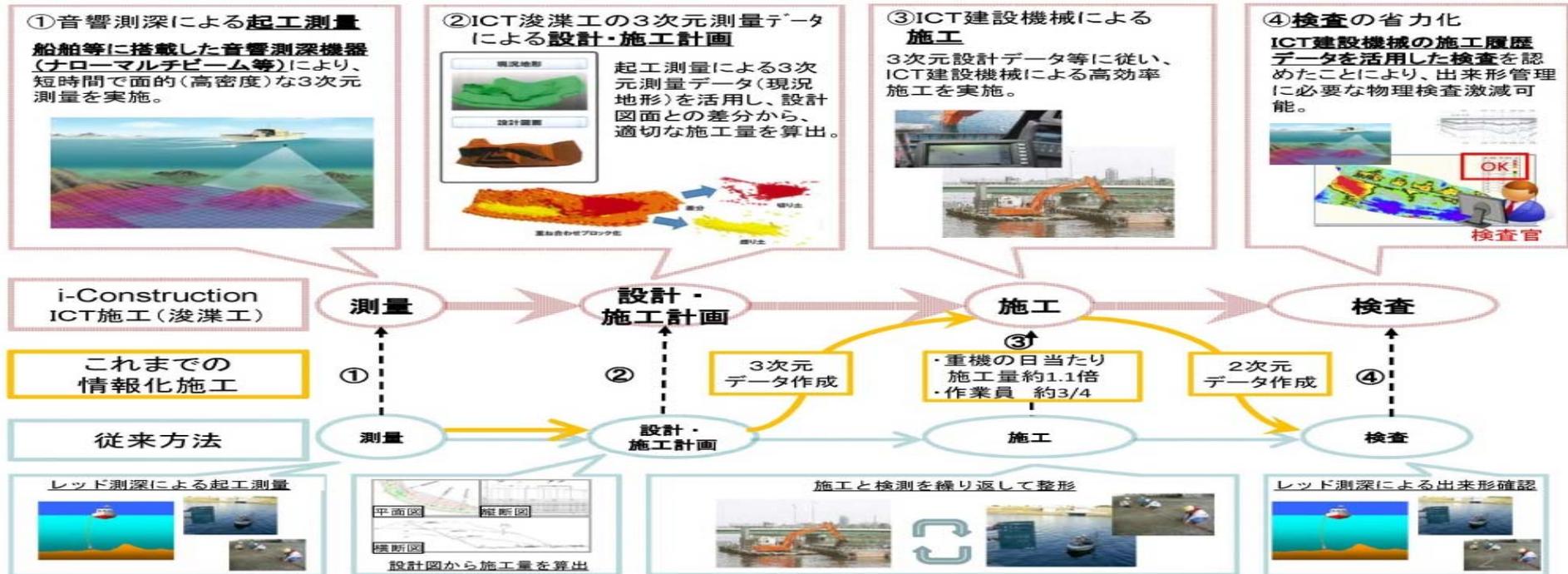
・入口(実施の有無)評価(2点)
・出口評価

(施工者希望 II 型)

※希望確認(ICT活用を協議)

3億円未満
浚渫数量
20,000m3未満

・入口評価無し
・出口評価



(6)【拡大】 i-Construction(ICTの推進) 配点表

評価項目		一般競争(拡大)										WTO				
		施工能力評価型II型				施工能力評価型I型				技術提案評価型S型		技術提案評価型S型				
		適用	配点の範囲		地域型 ※	適用	配点の範囲		地域型 ※	適用	配点の範囲		適用	配点の範囲		
技術提案	1テーマ	-			-			-			○			(○)		
	2テーマ	-			-	可or不可		-	可or不可		(○)	最大30点		○	最大60点	
施工計画		-			-			○			-			-		
配置予定技術者ヒアリング										(○)※2				(○)※2		
技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	8点		8点		8点		8点		6点		最大15点				
	継続教育(CPD)単位の取得状況	1点		1点		1点		1点		1点						
	工事実績 平成22年度以降に完成した工事実績 配置予定技術者の実績として提出された成績を評価	8点		8点		8点		8点		6点						
	技術者表彰 平成27~30年度表彰	4点		4点		4点		4点		3点						
企業の能力等	企業の同種・類似工事の施工実績(平成15年度以降)	6点		4点		6点		4点		4点		最大10点				
	工事実績 中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成26~29年度に完成した「当該工事」の平均点で評価	6点		4点		6点		4点		4点						
	優良工事表彰等 平成29、30年度表彰(認定)	3点		2点		3点		2点		2点						
	安全工事表彰 平成29、30年度表彰															
	社会貢献等表彰 平成29、30年度表彰	<1点>		<1点>		<1点>		<1点>		<1点>						
	登録基幹技能者の配置															
	担当技術者の資格	<1点>		<1点>		<1点>		<1点>		<1点>						
	建設ICTの活用	「MC」を活用した施工を実施	<1点>		<1点>		<1点>		<1点>		<1点>					
		土工・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績(ICT土工:発注者指定II型)	<2点>		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>					
		i-Constructionに基づく建設ICT(ICT土工)を実施(ICT土工:施工者希望I型)	<2点>		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>					
i-Constructionに基づく建設ICT(ICT舗装工)を実施(ICTAs舗装工・ICTCo舗装工:施工者希望I型)		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>						
i-Constructionに基づく建設ICT(ICT河川種浚渫工)を実施(ICT河川浚渫工:施工者希望I型)		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>						
手持ち工事量	<2点>		<2点>		<2点>		<2点>		<2点>							
地域精進度・貢献度	平成15年度以降の近隣地域内の工事実績	(一)		1点		(一)		1点		10点		5点				
	地域内の拠点の有無	(一)		2点		(一)		2点								
	災害活動実績	2点		2点		2点		2点								
	災害協定締結の有無	2点		2点		2点		2点								
	ボランティアによる地域貢献	1点		1点		1点		1点								
	道路除雪作業の実績または直轄河川・道路維持作業の実績	(一)		2点		(一)		2点								
工事実績(マイナス評価)	中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合		・2工事以上:-12点 ・1工事:-6点		・2工事以上:-12点 ・1工事:-6点		・2工事以上:-12点 ・1工事:-6点		・2工事以上:-12点 ・1工事:-6点		・2工事以上:-12点 ・1工事:-6点					
事故等による指名停止等(マイナス評価)		-3点		-3点		-3点		-3点		-3点		-3点				
贈賄等による指名停止等(マイナス評価)		-3点		-3点		-3点		-3点		-3点		-3点				
小計		40点		40点		40点		40点		30点		-				
加算点合計		40点		40点		40点		40点		60点		60点				

建設ICTの活用の評価対象の拡大

試行工事		概要
担 い 手 の 確 保 ・ 育 成	週休2日制	建設産業の担い手が長く安心して働くことができる職場環境を作るための取り組みの一つとして試行する。 <ul style="list-style-type: none"> 現場閉所の達成状況に応じて、共通仮設費、現場管理費、械経費及び労務費を補正 週休2日の確保で工事成績評価にて高く評価 発注者指定の完全週休2日工事で実施率70%を達成した者に対して、取組証を発行 【適用工事】 原則、維持工事や緊急工事等を除き全工事を対象とし、発注者指定型と受注者希望型により発注 本官工事は「完全週休2日」、分任官工事は「週休2日相当」により発注
	フレックス工期	発注者が設定する余裕を含む工期において、受注者が任意で工事実施期間を選定する。
	チャレンジ型 (施工計画評価型)	技術者の能力、企業の能力とも、工事成績・表彰の実績を評価せず、施工計画で評価する。 【競争参加想定企業】 技術力はあるが、近年国発注工事の受注実績が無い又は少ない企業
	チャレンジ型 (維持修繕工事实績評価型)	維持修繕工事の工事成績も一般土木と同等に評価する。 【競争参加想定企業】 技術力があり、維持修繕工事の実績はあるが、一般土木工事の受注実績が無い又は少ない企業
建 設 生 産 性 の 向 上	新技術導入(I)型	建設現場におけるイノベーションの推進、生産性及び品質の向上を図るため、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術が提案され、その提案が有効であると評価した場合に評価。
	簡易確認型	競争参加者及び発注者の事務負担軽減を図るため、「技術資料(競争参加資格確認資料)」の提出を、競争参加者の自己申告による「簡易技術資料」の提出とし、仮評価値により上位3者程度の落札候補者に対して「詳細技術資料」の提出を求める。
	参加者確認型契約方式	参加者の有無を公募により確認し、契約予定者以外の参加者が無い場合に随意契約の手続きを開始する。 【H27～機械・通信設備、 H28～雪氷・路面清掃、 H29～車両計測設備】

<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受注者アンケートの結果、受注者が週休2日を実施しない理由として、「工程が厳しい」、「コストがアップする」、「インセンティブが少ない」等の懸念がある。
<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則、維持工事や緊急工事等を除き全工事を対象とし、発注者指定型と受注者希望型により発注。 本官工事は「完全週休2日」、分任官工事は「週休2日相当」により発注。 準備・後片付け期間の見直しや工事工程の受発注者間での共有により、適切な工期設定に努める。 週休2日の実施に伴い、間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うと共に、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正する。 受注者のインセンティブとして、工事成績評価における下記項目で評価。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「週休2日の確保」の取組みを工程管理（総括技術評価官及び主任技術評価官の両者）で評価 ➤ 「働き方改革」の取組みを創意工夫で評価

【継続】 週休2日工事の試行

■試行方針(土木工事の場合)

- 原則、維持工事や緊急工事等を除き**全工事を対象**とし、発注者指定型と受注者希望型により発注
- 本官工事は「**完全週休2日**」、分任官工事は「**週休2日相当**」により発注

本官工事 … **完全週休2日**(毎週土日・祝日を完全休工した現場閉所率 8/28以上)

※天候(降雨・積雪等)により休工した日は**カウントしない**

分任官工事… **週休2日相当**(土日祝日を問わず、現場閉所率 8/28以上)

※天候(降雨・積雪等)により休工した日は**カウントする**

○現場閉所の定義

現場閉所とは、**巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態**

○現場閉所率の定義

現場閉所率とは、**対象期間内の現場閉所日数の割合**

■補正係数

平成29年度から試行している**間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うと共に、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるように補正を実施**

注) 発注者指定型: 4週8休以上のみ必要経費を補正

受注者希望型: 4週6休~4週8休で段階的に必要経費を補正

	平成29年度		H30年4月1日 ~	平成30年度		
	4週8休(8/28)以上			4週6休(6/28)	4週7休(7/28)	4週8休(8/28)以上
労務費	-		→	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	-			1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02			1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04			1.02	1.04	1.05

発注者指定型

(不確定要素が少なく、現場での変更が少ない案件)

受注者希望型

(発注者指定型以外の全ての工事)

発注者指定型

(不確定要素が少なく、現場での変更が少ない案件)

受注者希望型

(発注者指定型以外の全ての工事)

費用

当初から費用計上
※当面の間は、最終変更時に費用計上
(共通仮設、現場管理費に補正)

最終変更時に費用計上
(共通仮設、現場管理費に補正)

入札時

休工日を確保した施工を義務とする旨、入札説明書に記載

休工日を確保した施工を契約後に協議できる旨、入札説明書に記載

施工時

- ・着手前に受発注者間で工程を調整・共有し、休日取得計画を作成
- ・毎月、提出簿により実施状況を確認

- ・受注者に実施する意志がある場合 施工計画の提出までに協議する
- ・毎月、提出簿により実施状況を確認

完成時

- ・週休2日(8/28以上)の確保で工事成績評定にて評価
- ・完全週休2日工事のみ、実施率70%以上で取組証を発行

- ・週休2日(8/28以上)の確保で工事成績評定にて評価
- ・完全週休2日工事のみ、実施率70%以上で取組証を発行

H30年4月1日
~

当初から費用計上
※当面の間は、最終変更時に費用計上
4週8休以上の現場閉所の達成状況を確認後、各経費(労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費)を補正

休工日(現場閉所)を確保した施工を義務とする旨、入札説明書に記載

- ・着手前に受発注者間で工程を調整・共有し、休日取得(現場閉所)計画を作成
- ・毎月、提出簿により実施状況を確認

- ・週休2日(8/28以上)の確保で工事成績評定にて高く評価(評価項目の拡充)
- ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿が見られなかった場合は、内容に応じて、点数を減ずる措置を行う
- ・完全週休2日工事のみ、実施率70%以上で取組証を発行

最終変更時に費用計上
現場閉所の達成状況(4週6休~8休)を確認後、各経費(労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費)を補正

休工日(現場閉所)を確保した施工を契約後に協議できる旨、入札説明書に記載

- ・受注者に実施する意志がある場合 施工計画の提出までに協議する
- ・毎月、提出簿により実施状況を確認

- ・週休2日(8/28以上)の確保で工事成績評定にて高く評価(評価項目の拡充)
- ・工事成績の減点を行わない
- ・受注者希望型については、完全週休2日工事の実施率によらず取組証を発行しない(H30.8.1より公告する工事に適用)